

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 第 1 条から第 1 5 条まで （略） （競争入札その他契約に関する基本的事項） 第 1 6 条 のぞみの園は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。 2 <u>1 9 9 4 年 4 月 1 5 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）、2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、のぞみの園の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、のぞみの園が別に定めるものとする。</u> 第 1 7 条から第 2 1 条まで （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第 1 条 この業務方法書の変更は、改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。 第 2 条 第 1 6 条第 2 項の変更の施行の際施行の日前において行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、<u>変更前の同項の規定は、同項の変更の施行後も、なおその効力を有する。</u>	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園業務方法書 第 1 条から第 1 5 条まで （略） （競争入札その他契約に関する基本的事項） 第 1 6 条 のぞみの園は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。 2 <u>政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）その他国際約束の対象となる契約については、のぞみの園が定めた調達手続によるものとする。</u> 第 1 7 条から第 2 1 条まで （略）